

平成25年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成25年12月13日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成25年12月13日 10時01分

1. 閉 議 平成25年12月13日 11時23分

1. 延 会 平成25年12月13日 11時23分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高			
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 1名

4番 南 勝 弥

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 林 一 勝 事務局 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠
教 育 長 清 原 武 会計管理者 田 井 郁 也

富田事務所長					
兼農林水産課長	鈴木	泰	日置川事務所長	前田	信生
総務課長	大谷	博美	税務課長	高田	義広
民生課長	三栖	健次	生活環境課長	坂本	規生
観光課長	正木	雅就	建設課長	笠中	康弘
上下水道課長	山本	高生	地籍調査課長	堀本	栄一
農林水産課長	鈴木	泰	消防長	大谷	実
教育委員会					
教育次長	青山	茂樹	総務課副課長	泉	芳明

1. 議事日程

- 日程第1 議案第102号 専決処分の承認について
- 日程第2 議案第103号 専決処分の承認について
- 日程第3 議案第104号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第105号 専決処分の承認について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第106号 白浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第107号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第108号 平成25年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 日程第9 議案第109号 平成25年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第10 議案第110号 平成25年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第11 報告第12号 第45期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第8

1. 会議の経過

○副 議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成25年第4回定例会4日目を開催します。

日程に入る前にご報告申し上げます。本日、議長が体調不良により欠席となっております。

それでは、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

ただいまの出席議員は13名であります。南議長より欠席の届出が出てございます。

丸本決算審査特別委員長から平成24年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定等11件に関する委員会審査報告書が提出され、配付しております。

本日延会後に議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

以上で諸報告を終わります。

○副 議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第102号 専決処分の承認について

○副 議 長

日程第1 議案第102号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6 番

今回、専決処分4件、5件と相当出てきており、共通する案件なんですけども、1つ、写真添付はありがたいなと。今までは文字ばかりだったなかで、想像して承認してきた次第ですけども、今回は物損箇所という写真添付はありがたいなと。これは評価するところでございますけれども、ただ、バイクのステップとともに道路の損傷箇所だけで、もうひとつ欲を言えば、ミラーとか損傷しているところ。そして、個人のプライバシーもありますけれども、ケガした人の肘とか、ぼかしてでもそういうのがあったら今後。服が破れているとか、当然バイクが現場にあるでしょう。そのとき必ずドライバーがいると思うんです。ですから、あとにも共通する事案、共通認識ですけども、今後ともこういう部分で状況証拠というか、情報を添付していただければありがたい。

それと、物によって損害賠償の度合いが若干、102号については町が30%、相手70%という表記になっておりますけれども、物と人とのバランス。先般、建設課長にお聞きしたんですけども、町として頑張っている部分と、相手の言いなりにならずして弁護士とやり取りしているんですけども、そこらどうですか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず1点目の写真の添付です。カーブミラーが写っていないのは反省しているところです。今後状況をふまえ、わかりやすい写真を添付したいと考えております。

事故の割合等につきましては、まず、事故後保険会社が先に相手方と面談をし、事故の発生状況や事故の原因、被害者の意思等を相手方と協議いたします。その事故の負担割合については、相手方の意思を聞き取り、町に報告があります。その後相手方の回復状況を見ながら示談の話し合いに入ってまいります。そのなかで再度相手方の意思を聞き、町担当者から

管理責任が発生する等の説明を行い話し合いを数回行っております。担当課内、建設課で示談割合等を検討し、相手方に伝え、協議を繰り返し、102号、103号とも最初は町が3割、相手方が7割負担することの示談に向け取り組んだところでございます。102号につきましては、課内検討したとおり、町3割、相手方7割負担することで示談が成立しました。103号につきましても、目標として3割、7割の負担割合で協議し、示談を行いましたが高なかなか成立しなかったところでございます。示談成立させる協議のなかで、個人の経済状況から当初意思表示のあった町100%、個人0%の考えが変わらず、管理責任等の説明も行いました。ご理解が高なかなかいただけなかったところでございます。以後建設課担当職員も何回も通い、町が3割、7割の負担での示談目標で取り組みました。どうしても相手方に納得していただかず、先ほども申し上げましたが、何回も通いようやく5割の話し合いになりまして、示談が整った次第でございます。過失割合の相違は会社、個人との協議のなかでどうしても同じにならなかったということでございます。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

普通、公的な部分で100対0、町がだいたいゼロというのが今までの経験で、こういうのを承認してきた次第ですけれども、30、70。50、50。当然相手方、回避責任とかいう部分が加味されて、当局の顧問弁護士、職員とともに誠意と法的な部分でこういう結果になったと思うんですけれども、今後本来公的に管理する行政として、細かく点検することが大事ななかで交渉ごとも含めて、今後自虐的にならずして、やはりあなたもそういう回避義務が発生しているんですよというくらいのスタンスが必要であろうと思いますので、今後ともひとつ。ないに越したことはないんですけども、尽力お願いします。

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今回の事故を教訓としまして、今後道路陥没等の安全パトロールを強化しまして、道路管理や道路整備を実施していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○副 議 長

16番 正木司良君

○16 番

道路陥没が直接の原因だということです。しかし、深さが5センチ。それもこの写真のとおり、比較的そんなに大きな陥没ではないと受け取っております。ですから、ここで単車が転倒してけがをするということは、かなりスピードを出していたのか。それとも、横滑りになったのか。それが相手の過失割合にもなるわけですけれども、事故が起こった以上、町もこういう陥没状態を放置していたということがひとつの要因になるわけですが、今正木秀男議員も指摘されましたように、時々こういう破損状態を町道か県道か各所で見受けることがあるんですけども、道路管理については、巡回パトとか定期的にされているのでしょうか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

主要幹線道路につきましては、月2回程度回っております。あとの町道としても377キ

ロメートルあるわけです。そのなかでいつも地元区長さん、町内会長さんをお願いしまして、早急に建設課に連絡をしていただき、改修にあたっているところです。また、住民の皆様からも直接建設課にございます。例としまして、平成24年度ではこういう道路陥没、個人から町に20件ございました。それにつきまして、早急な対応をしているところでございます。地元の皆様の協力を得ながらすべて建設課で把握するのが難しいと感じておりますので、区長さん方にまずお願いしているところでございます。

○副 議 長

16番 正木司良君

○16 番

この道路、例えば樁の方とか日置川の方が役所に来られるときに通行されるひとつの交通体系だと思えるんですけども、事故が起こるまで当局としては破損状況に気づかれていなかったんでしょうか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この箇所につきましては、今ストック調査ということで、三段空港線も調査をして補修に入る予定としております。そのなかで、手前にありますように、建設課で応急に舗装、補修をしておりました。そのなかで、パトロールの間にその部分だけが大型車のタイヤか何かで取られたということで、業者が施工したらもっときれいにできるんですけども、担当者が現場を行いますので、そういうところは今後気をつけまして、整備していきたいと考えております。

○副 議 長

7番 岡谷君

○7 番

この図面が付いておりますが、中心部の陥没でございまして、やはりこの四輪駆動の場合またいで通行できるわけですね。ちょうど三輪的なオートバイですかね。昼間であるにもかかわらず、私も思ったんですけども、昼間やから前方見たら回避できるのではないかと判断をするんですけども、やはり単車の場合はなかなか進行のなかで回避できなかった部分があったのではないかなと図面で感じるんです。今課長もストック調査を実施して、主要道路3キロくらい調査をされて本年中にすると。この事故が2月であるということで、今町が全面的に実施をしているという前だったんですけども、ですから、安心・安全のまちづくりのなかで、町長がよく言われます、おもてなしの部分。やはり他町村からお迎えをする主幹道路についてはきちんと目配りをしてこのようなことがないように図っていただきたい。

これは、私の提案ですけども、建設課、サービス班で道路整備をしておりますけれども、これはおもてなしから言えば、全職員が車で通っているんですから、自らがハッとするような箇所については、ある程度建設課にこういう危ないところがありますよと、各区長さんを通して進めていく点もありますけども、主要幹線道路については、やはり皆さんの目配りのなかで守っていくという、安心・安全の部分で図っていくというのはいかがかと思えますけれども、その辺町長のご意見をお聞きしたいと思えます。

○副 議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

今岡谷議員から非常にいいご提案をいただきました。職員が340もいるわけですから、いろんなところの通勤あるいは現場を視認できる職員は建設課のみならず全職員対象になってくると思います。私もできるだけあちこち車で移動するときは、ここに石が落ちていたとかいろんなことを建設課に言ったりしております、自らも安心・安全が最大のおもてなしであるという視点に立ちまして今まで行ってきました。実行するにはなかなか私ひとりでは無理だと思いますので、町の職員にもできるだけお願いをして、建設課長名で指示するように今から準備をしたいと思います。

○副議長

6番 正木秀男君

○6番

もう1点確認します。この事故、専決処分は時系列に今回だけでなく、何年もさかのぼって相当あったなかで保険金。損保、役場で掛けている会社があると思うんですけども、我々個人も掛けていて、事故なく免責で下がることがありますけれども、役場全体として年間どのくらい掛けているのか。それで、使うことによって下がったり上がったり当然発生すると思うんですけども、そこらの部分、いつも満額掛けているのか。事故なかったら下がってくると思うんですけども、1件使用することによってアップダウンあると思うので、そこらわかったら。わからなかったら後日でいいです。

○副議長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

役場の金額は今調査しております。全国町村保険といいますのは職員も入っております。私も入っております。そのなかで事故が起きても掛け金は変わりません。一定の掛け金です。

○副議長

10番 玉置君

○10番

この事故、道路管理責任者の責任というのが非常に重く問われたなと思っております。ただ、この物損事故で30%、そして傷害車両等で50%と。なぜこういうふうに20%余分な、通院、休業補償については50%という負担割合の説明を。

○副議長

先ほど建設課長の答弁にありました。

休憩します。

(休憩 10時14分 再開 10時15分)

○副議長

再開します。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第102号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第102号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第103号 専決処分の承認について

○副 議 長

日程第2 議案第103号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 丸本君

○3 番

102号では物損の補償ということ。103号は人身の賠償ですか。このなかで102号では相手が法人、オートバイの賠償。今回は相手が個人になっていますね。これは、法人と個人ということで、工作中的の事故だと想定されるんですけども、これについては工作中的の事故について個人に賠償したというのは理解できないのですけども、労災の関係も出てきますので、この辺についてご説明をお願いします。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外 (建設課長)

この方は女性なんですけども、その方につきましたの休業の損害です。だいたい日当計算しまして、欠勤2日、病院に通うのに早退ということで39日の2分の1という計算式によりまして補償したところでございます。

○副 議 長

3番 丸本君

○3 番

この女性の方は工作中的の事故と理解させてもらってよろしいですか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外 (建設課長)

法人は会社となります。個人が工作中、配送中に事故を起こしたということです。

○副 議 長

3番 丸本君

○3 番

工作中的の事故ということなんですけども、そしたら、先ほど私が申し上げましたように工作中的の事故でしたらケガされたのでしたら労災では。今の説明では39日とかありましたが、そ

の辺も賠償額から引いて賠償の金額というのをはじき出しているのですか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

算出方法につきましては、治療費、通院交通費、休業損害費、障害慰謝料等の計算式がございまして、そのなかで総合的にはじかれ、そのうちの2分の1を町が負担するということになってございます。

○副 議 長

10番 玉置君

○10 番

先ほど説明したと言われたのですが、もう一度。物損事故で過失割合30%。同じ事故でありながら、人身になった場合、慰謝料等のなかの過失割合が50%と算定しているその基準というのは。

○副 議 長

再度説明を求められております。

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず、割合なんですけども、別に同じでなければならないということはありません。何割とは決まっていないこととございます。示談のなかで双方話し合いによって決定されるものと認識しております。保険会社から何割にしてくれということはないんです。課内で事故の調査をして、これならば最初町が3割、個人7割で話をもっていこうかということで何回も協議をしました。会社とは3割、7割の町の話ですぐに示談をしていただきました。これは会社です。そのあと、けがをされていますので、その治療費等もありますので、そのけがの状況等見ながら何度も通い、相手方は最初町が10割で私はゼロだということでした。そのなかで、担当職員が何回も通うなかで、個人の方は100、ゼロということしか納得できないということでありましたが、話のなかでようやく50、50となりましたので、割合が違ってくるわけとございます。

○副 議 長

10番 玉置君

○10 番

そしたら、あくまでも割合については示談ですませるということですね。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

その通りでございます。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

そしたら、この場合には保険金ということで、示談ということでパーセントが違っても保険金が出たという解釈したらよろしいんですか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

協議した結果、保険を出していただいております。

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第103号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第103号は原案のとおり承認されました。

（3）日程第3 議案第104号 専決処分の承認について

○副 議 長

日程第3 議案第104号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6 番

車のフロントガラス損傷でしょう。事実確認で質問しますが、南白浜小学校は先般花いっぱい運動でがんばっている学校ということで私は一般質問したんですけども、この事故の相手云々ということは、やはり敷地内で通常草刈り、サービス班もいろいろ私も注意するんですけども、今回この対象物は学校の先生の車であって、草刈りしているのも学校の先生なのか、1点。

それと、通常それは日常でやっていたのか、たまたましたのか。そこらどうですか。

○副 議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

まず、車の持ち主は学校の先生です。もちろん作業していたのも学校の先生でございます。

それと、作業ですけども、通常学校の敷地管理ということで、定期的に先生にさせていただいております。ちょうど運動会を控えておりましたので、それに伴う整備作業を行っていたところなんです。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

何もあなた達を批難するつもりはないんですけども、公僕たる部分は事故やっても保険でカバーしてくれる。これ民間だったら、仮に私が教育長の車を損傷させたら、悪いけど直してという格好で、事故賠償が発生していくんですけども、甘えるなどと言わんけども、そういう制度があるから使ったらよろしいんですけども、やはり次のパッカー車もありますけども、公僕、そこに席を置いている限りは、注意義務を人一倍払っていただけたらと思うのですが、そこらどうですか。

○副 議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

ご指摘はもっともだと思いますが、本来は学校のこういう整備事業におきましては、市町村によりましては、その市町村が責任をもってやっているところです。白浜町の場合は、そういう要員もございませんので、教員がやっているのが現状なんですけども、教員の中には、私もそうでしたが、自分で保険に入っている方もいるんです。これは金額はそれほど高くはありませんし、掛け捨てで、例えば保護者とのトラブルでの弁護士費用とかそういうものに使えるんです。この先生の場合はたまたま入っていませんでした。

そして、この事故を受けて、私も校長会でこちらから気をつけなさいということも大事ですけども、きちんと話し合いをして、十分理解してもらうのが大事ですので、今回の事故について反省会をもちました。たまたまこの先生は自分で負担するということがあったんですけども、知った以上はそういうわけにはいきませんので、次長のほうでこういう制度があるということで、させていただいたということです。作業の時に一番肝に銘じていますのは、児童、生徒への配慮ということで、子どもたちがいないときにやります。少し離れていますので、ちょっと油断があったのかもわかりませんが、もし今後やるときは覆いをするなどということが必要だと話し合いをいたしました。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

しつこいようですけども、餅は餅屋という昔からのたとえがあるんですけども、ここにある生活環境課、各課頑張っているんですけども、サービス班の部分と、我が町にも剪定とかシルバー人材センターも含めて結構そういう部分があるので、ある程度同じ学校の先生がしても、その部分の費用が当然日当とか発生しているので、ですからこういう部分はサービス班にやってよというのか、そこらも含めて、先生が悪いとは言わんけど、プロフェッショナルの部分のところにシフトしたほうが案外事故は少ないかなと個人的に思うんですけども、そういう部分課内で検討していただいて、学校も広いのでそういう部分で今後とも研究していただけたらと思います。

○副 議 長

5番 笠原君

○5 番

参考資料4 ページの図を見ますと、作業するにあたっては視野に入る感じがするわけです。多分この丸のなかの縦ラインが入っているのはフェンスだと思うんです。ということは、視

野に入っているのだからその作業、石が弾く可能性もあるということも頭に入れるならば、駐車されている車の移動をお願いするなり、やはり仕事をするにあたって手順があると思うんですね。そういうことをひとつひとつ考えての作業を心得てやっていただきたいと思うのですが、教育長、どうでしょうか。

○副 議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

そういうことも反省をしております。

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第104号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第104号は原案のとおり承認されました。

（４）日程第４ 議案第105号 専決処分の承認について

○副 議 長

日程第4 議案第105号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

物損事故による損害補償の専決処分のなかで、こういうケースは特異なように思います。

緑光台のあたりは人通りも少なく、沿線の方も他府県の方が多いように私は思います。そうしたなかで水道管の漏水事故。この漏水が長期間にわたっているという表現で、この写真を見ますと、かなり腐敗の度合いもきついうように思うんですけども、この長期間というのはだいたいどのくらいの期間なのか。

それから、私も時々通るんですけども、漏れた水が路面に流れ出ているのか。それとも地下を通過して家の庭から流れ込んでいるのか。私の知る限り、長期間路面が漏水で濡れていることはなかったと思うんですけども、その点も含めてお願いします。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

今議員からおっしゃられました長期間とはどのくらいかと。いつ漏れたかというのは実際わかっておりません。発見したのが8月11日でございますので、これだけ柱等が腐るということは、相当時間的にたっていると考えております。

それから、路面か地下かということですが、路面に漏水の水が出でくる場合は、迅速に対応していますし、できます。しかし、この現場に関しては、造成地ということもございませうけれども、傾斜がございまして、この別荘の20メートルくらい上ですが、その管が漏れていたということで、地下をくぐってきてこの別荘地に漏水したということで発見が遅れました。

○副 議 長

16番 正木司良君

○16 番

そうしますと、路面に流れなかったので漏水がわからなかったというのはそうだと思います。結局、家主の方が発見して腐敗に気づいて当局に届けたということですか。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

その通りでございます。

○副 議 長

2番 楠本君

○2 番

関連で質問します。

まず、緑光台というのは開発地域でありまして、前にもため池の水が漏れて賠償に発展したということがございます。そういう部分からして、別荘地であろうと思いますので、この部分については過失割合が町100、相手ゼロと。何年かたって発見したということになりますと、自分ところの管理責任もあるんところがうかなという気もするんですが、その点についての見解を聞きたい。

それと、建設課長にお聞きしますが、ここは町道認定されていると思うんですけども、そういう部分では前にもため池を町の資産として残っているということが議会でも問題になりました。そういう部分でこの別荘地は常時人がおられないのだろうと思いますけれども、やはり夏場とかには保養地として来ておりますから、そういう行き届かんといい仕方ないところもあるんやろうと思うけども、そういう分については上下水道課も含めてここはやはり別荘地があるということで、上に大きな池があると。そういうことも含めて下流の部分については十分気をつけて管理をしてもらいたいと思います。この過失割、町が全面的に100%悪いということで、どういう見解だったのかお聞きしたいと思います。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

過失割100%ですけども、これは町の保険会社、日本水道賠償責任保険というのがございまして、この方が直接示談交渉に行くわけではございませうけれども、あいだでサポートしていただくようになってございます。それで、この現場につきましては、相手から見積も

りをいただきまして、見積もりと現場の腐っている柱、壁等を保険会社が確認いたしまして100、ゼロということで補償ということになりました。

○副 議 長

2番 楠本君

○2 番

課長の言うのはわかります。もちろん町の過失というか。100%というと全面的でしょう。やはり自分の家の管理というのはもちろん自分がせんなんと思うんです。別荘であろうと、何であろうと。長期間にわたってこういうことになるということは、町が全面的に悪いということが今後こういうのが出たら、後々心配するなという気がありますので、ちょっと質問させてもらったんですけども、その水道保険のサポートの方々がこういう判断を下したということになれば仕方ないけども、やはり緑光台については以前から問題のある土地です。そこら平生から十分気を付けていただきたいと思います。

それで、認定はできているんですか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

町道認定となっております。この箇所につきましても、私どももあまり行くことが少ないです。私も2回ほど通りましたが、別荘地の町道周辺につきましてもは今後とも管理をしていきたいと思っております。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今回は長期で期間もわからんというなかで、今楠本議員も言うたように、相手方の責任という部分が若干あるんちがうかという部分あったんですけど、おそらくここは長期にセカンドハウス、サードハウスで利用していないという認識のもとで質問するんです。バブルのときに開発されたバラードとかオレンジランドとか緑光台あちこち開発して、挙句の果て、町道認定してよというのが実態で歴史なんですね。ですから、そこにおいて、水道については当局の水道方針で当然本管入れて支線も入れんなんけども、やはり道の管理も含めて、相当老朽化してくる部分があると思うんです。ですから、今後とも課長言われたように、従来の住民が住んでいる部分も大事ですけども、こういうところがなかなか5分の1、6分の1くらいしか人口がないので、そういう部分が案外気づきにくい。再度ですけども、そういうところも点検の範疇を広げてお願いしておきます。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

町道につきましては、現在のストック調査で主要幹線道路となっております。平成26年度からは中の道も調査をし、国費をいただいて改修していこうと計画しておりますので、よろしくお願ひします。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

現場のことがわからないので質問された方に水差すようになるかもしれません。この丸付けているところは道路、上側になるんですか下側になるんですか。現場は地図からしたら北側になるんですか南側になるんですか。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

この地図の真上です。丸印の一段上の道路です。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

そしたら、赤丸付けている上のところからの漏水箇所で下がっていると解釈したらよいですか。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

はい。この赤丸のところは別荘の現場でございまして、漏水箇所はもう一段上です。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

これから見たら長期化にわたってここの部分だけというんですけども、水の流れからしたら、もう少し腐食があるのではと。そういうことからすれば、これだけの事故、腐食している部分だけですのでよかったですと思うんですけども、その辺については水が流れるような状況だったらずっと流れている状況だから、これは少ないように思いますし、たまっているんだっただけでもこれが大きいのではと思うんですけども、その辺については現場を見た感じではどうだったのでしょうか。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

この漏水に関しては、給水管の漏水でございました。水道管の管種というのが大きくわけて铸铁管、塩ビ管、ポリエチレン管との3種類に大別するんですけども、現場はポリエチレン管でございまして、ポリエチレン管というのは非常に音が伝わりにくいと。漏水調査もしているんですけども、漏水の修理に関しては、まず目で見て、もし表面に出てきているものならば、すぐに対応できます。次に、音を聞くんですけども、音に関しては、鉄はものすごく音は響くんですけども、ポリエチレン管につきましても、音の伝わりがものすごく弱いと。それで漏水の発見が遅れたというのもひとつの原因でございまして。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

この地形からすれば、赤丸の上の道路に埋められている管が漏れていたという解釈でよろ

しいんですね。そしたら、上から下向いて流れてくるということになるものですから、水の流れの格好できているからこのようになったと私は解釈するんです。そしたら、ここの場所だけでなしに、全体的な流れのなかであるのか。それとも、そこでたまっていたら、もう少し腐食が大きかったのではなかろうかと思ったりもするんです。

それから、ほかへの影響はなかったのかということについてはどうでしょうか。ただ、今回関連した形ですけれども、ここの補償だけしたということですが、ほかの腐食なり、要は水の流れから及ぼされなかったのか懸念するんですけれども、その辺についてはどうなんでしょうか。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

この現場に関しては、1区画の別荘地へ集中して漏れてきたということでございます。

○副 議 長

10番 玉置君

○10 番

1点確認だけします。

水道管はこの敷地外のところがひび割れしておったんですね。そこから漏れておったということですね。では、給水の水だけでなく、雨水がそこを浸食したということも考えようによっては考えられるんですけども、今回は町の責任として全部補償したという形でいいんでしょうか。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

水道水には塩素消毒、塩素滅菌して入れますので、水道か雨水かの検査に関しては塩素測定器で測定しまして、この現場に関しては水道だと確認しましたので、漏水を修繕した後、その現場には水が流れてきていないと、間違いはないということです。

○副 議 長

7番 岡谷君

○7 番

若干皆様のご意見でまとまっているんですけれども、1点だけ伺います。

漏水チェックの難しさ。ポリエチレン管でございますが、今課長からご説明ありましたとおり埋設の部分で音が聞きにくいという面で、対応が遅れる分があります。皆さんの心配はこういう別荘地がたくさんあります。この管が何年の埋設管なのか。口径はどういうものなのか。漏れた箇所がどういうところから漏れていたのか。今後計画的にこういう別荘地、関連する場所がやはり上下水道課において網羅されていると思うんですけれども、心配するこのような箇所に対して、埋設管に対して対応の仕方をこの事故を通して、お考えがあったらそれも含めてお尋ねしたいと思います。

○副 議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

この給水管に関しましては、口径20ミリでございます。本管は75ミリから150ミリの太さの排水管が入っております。

それと、調査のほうですけれども、上下水道課としましても漏水調査というは行っております。町内で上水で約265キロメートルの通称本管というものが入っております。給水管にいたっては約1万5,000線ございます。一度に調査するのは大変なので、3年をめぐりに町内を一周するような格好で上下水道課としては調査をおこなっております。

もう1点、町内にはかなりの数の造成地がございます。ほとんどが引き取っております。造成しまして40年前後たっております。耐用年数としましたら水道管は40年ですけれども、本管自体の漏水はまだ少ないということで、まだ更新工事の計画のうちには入っておりません。

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第105号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第105号は原案のとおり承認されました。

(5) 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について

○副 議 長

日程第5 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結します。
報告第11号は以上で終わります。

(6) 日程第6 議案第106号 白浜町税条例の一部を改正する条例について

○副 議 長

日程第6 議案第106号 白浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第106号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第106号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第107号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例について

○副 議 長

日程第7 議案第107号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

8番 廣畑君(登壇)

○8 番

議案第107号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例についてでありますけれども、4月からの消費税に反対の立場からこの使用料条例、値上げの条例案につきましては、使用料へ消費税増税分の上乗せということになりますので、反対をいたします。

今の庶民課税、庶民増税を許さず、大企業や富裕層からもう少し徴収する。これは今すべきことであると思っております。そもそも税は応能負担を基本原則とする。これだと思っております。

こうした理由で反対であります。

○副 議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第107号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○副 議 長

起立多数です。

従って、議案第107号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第108号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第7号)議定について

○副 議 長

日程第8 議案第108号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第7号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

10ページの県支出金、農林水産業費県補助金で、網不知漁港水産基盤ストックマネジメント事業補助金が減額になっているんですけども、これは当初の事業費が予定よりも安くなったという意味でしょうか。それだけ願います。

○副 議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外(農林水産課長)

今ご質問いただきました網不知漁港水産物供給基盤機能保全事業の減額の件でございますが、本事業の補助対象は漁港施設でございました。海岸保全施設は対象とならないため、別の事業がございます。その分の海岸保全施設の防潮堤とか護岸の部分が別のメニューで申請するようになったので、その分が減額となったものでございます。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

11ページの雑入で、電気自動車充電器設置助成金。これはおそらく対象物はフッシャーマンズワープ白浜だと思うんですけども、約700万くらい付くんですか。これは230万と460万と2つに分けていますけども、おそらく鈴木課長の所管と思うんですけども、フッシャーマンズワープに行くのか。

それで、何台分いくのか、そこらどうですか。

○副 議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外(農林水産課長)

これにつきましては、次世代自動車充電センターというのがございます。そこから補助金をいただくんですけども、国から直に来ませんので雑入ということで。自動車メーカーの分と次世代充電センターの分と、国費的なものなんですけども、そこから。直接来ませんので雑入ということで上げさせてもらっています。

それと、1台です。

○副 議 長

6 番 正木秀男君

○6 番

わかったようなわからんような説明だったんですけども、以前は国策として和歌山県を通じて仁坂知事の談話のなかで、こういう部分で観光アップにしてやりたいと。橋本から新宮まで手を上げてくださると各自治体におそらくオファーがあったと思うんです。そのなかで、私資料を職員に渡した記憶もあるんですけども、今言うように項目が雑入という部分で、これいかがかなと思うけども、要は予算をつけて設置したらいいだけの話やけども、そこらの部分もっと所管の課長としてきちんと説明責任を果たしていただきたい。

それと、もっと町長がいつも言うみたいにオンリーワン白浜、観光立町という部分であれば、来泉者、日帰り客がふえています。いたるところで、集客するところでやはりそれによってお客さんが、電気自動車は高い車ですけども、私の知り合いである大阪維新の会の方、市長、府知事なんか大阪はモータリゼーションで頑張っているんです。白浜とお付き合いしたいなという人も中に入っている部分あるんですけども、その人を介してでももっと白浜へ設置、箇所付けしたら関西エリアの人が、よっしゃ、白浜へ行こうと。こういうところで今椿に1台ありますけれども、今回フッシャーマンズワープ。そしてまた今度一億数千万円かけていく臨海の番所や千畳、いろんところで設置したことになってメディアを通じて白浜取り組んでいるなど。そしたら足伸ばして行こうかと。そういう部分で、安全・安心を売りにすることも私は大事だと思うので、この予算は大変ありがたい。そういうことで、町長思いがあれば聞かせていただきたい。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今正木秀男議員からご指摘いただきましたように、これは県も来年度、26年度の当初予算等で重点的な施策のなかに入っております。電気自動車の普及も含めて和歌山県全体で今後かなりの部分でこういった施設が出来てくるというのは事実であります。ですから、白浜も観光地でリードしていかないとはいけませんので、ぜひとも何箇所か椿、湯崎のみならず、このまちなか、あるいは日置も含めてぜひ設置していきたい。国、県の補助金をいただきたいと思っています。

○副 議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

先ほどの雑入の件なんですけども、充電器設置活動促進助成金234万4,000円の分は、次世代自動車振興センター分、国費なんですけども、以外の自動車メーカー分の助成金です。あと、電気自動車充電器設置補助金468万6,000円というのが次世代自動車振

興センターからの国費なんですけども、その分の金額です。

○副 議 長

5 番 笠原君

○5 番

15 ページ、民生費のところ、委託料556万5,000円。子ども・子育て支援制度システム構築委託料となっています。これはどこに委託するのかというのと期間を教えてください。あと、内容も。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、今後子ども・子育て支援に対するシステムの改修部分でございます。委託先につきましては、まだ決まっていないんですけども、現在基幹システム、保育の部分をやっている業者になる可能性が非常に高いということとなります。これにつきましては、新システム導入に向けて自治体においてその部分のシステム改修が必要となってきますので、その部分の改修費用でございます。これにつきましては、県の安心こども基金より100%という形でございます。

○副 議 長

5 番 笠原君

○5 番

期間としてはどのくらいということもまだ確定していないんですか。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

期間につきましては、25年度と26年度を予定してございます。25年度につきましては、今後業者と話し合いながら。ほとんどが繰越で26年度になってくると思うんですが、これにつきましても国からまだ仕様につきまして今のところ出てきていないので、出て来次第作業にかかっているという形で考えてございます。

○副 議 長

5 番 笠原君

○5 番

そうしますと、この算定金額はどのようにしてはじかれたのですか。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

算定金額につきましては、業者に試算をさせ、それでやらせてもらっています。これにつきましては事務量に応じてまだ確定でない部分があるので、概算で出させていただいております。

○副 議 長

2 番 楠本君

○2 番

15ページ、母子福祉費のひとり親家庭の医療費扶助で359万1,000円となっております。この部分については、先日のテレビでも父子家庭の課題点をつぶさに言われておりますけれども、白浜町の実態として、だいたい父子家庭はどのくらいあるのかお聞きしたいのと、あのテレビの実態を見たときに、もちろん母子家庭もそうですけども、父子家庭の人かなり苦労されているんだなと思いますし、やはり公平・公正な観点からこういう部分についても父子家庭にも温かい光を与えるべきではないのかなということから、この点について。359万と出ていますけれども、そういう部分で白浜町の実態はどうでしょうか。

また、19ページの土木費の下水道事業特別会計繰出金700万の部分について、つなぎ込みが増加したとお聞きしたのですが、つなぎ込みについてどのくらい。美ノ浦では集会をされたと聞いておりますが、どこの部分でつなぎ込みがふえているのか。つなぎ込みがふえるということは下水道会計の健全化につながると思うし、頑張ってくれていると思うんですけども、その点についてお伺いいたしたいと思います。

○副 議 長

下水道につきましては、下水道の特別会計の補正予算でお尋ねいただけたらと思います。休憩します。

(休憩 11時08分 再開 11時09分)

○副 議 長

再開します。

先ほどの質問、15ページのひとり親家庭医療扶助費の父子家庭は何件かというお尋ねについて。

番外 民生課長 三栖君

○番 外 (民生課長)

父子家庭の割合につきましては、今資料を持ち合わせていませんので、後ほどお願いします。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

19、20ページの災害復旧費です。この災害復旧費はあんまり大きくなかったという格好だと思っておりますけども、これについては一般財源ばかりで特定財源と申しますが、補助メニューに入らなんだのか。災害復旧の事業であるのに入らなかったのかということについてお尋ねしたい。それは19ページ、20ページも両方になるんですけども、どうでしょうか。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外 (建設課長)

土木関係を言いますと、金額的に55万円くらいがだいたい1件であります。災害の基準としまして60万円以上となっておりますので、災害を受けなかったことや、塩野につきましては崩壊には至っておりません。今クラックが入ってその補修なので災害認定は難しかったところがございます。

○副 議 長

12番 三倉君

○12 番

知恵出す話で結局いくつか固めて数が多くなったら、その分になると。1箇所でなしに、1箇所ですら55万か60万円くらいの金額をもってということですから小さいんですけども、それをいくつか重ねていったらかなりの金額になると思うんです。そういうのを重ねて補助金が下りるとということからしたら、今の19ページと20ページは一緒にならなかったのかと思うんですけども、その辺。そういう格好で補助金をもらうという方法がなかったのかということについてなんですけど。

○副 議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

災害が隣接している場合はそういうにして査定を受けております。この箇所につきましては1箇所だけなので、周りにはないということで。

○副 議 長

10番 玉置君

○10 番

16ページ、塵芥処理費。この燃料費が390万円補正出ていますけれども、単純に燃料費の高騰なのか。それとも焼く量がふえたのか、その辺お聞かせ願いたいです。

○副 議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

燃料費ですけども、特に本年度は春先から夏場にかけて各海水浴場に漂着した海藻類の量、日数ともに多くなってございます。上半期で集計しているんですけども、清掃センターへの持ち込みが非常に多くなりまして、A重油の使用料が昨年度と比べて1.7倍くらいになっておりまして、現状の予算では不足が見込まれるということで計上させていただきました。

○副 議 長

先ほどの質問について。

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

母子、父子全体で840件です。そのうち父子が73件でございます。

○副 議 長

11番 湯川君

○11 番

12ページ、まちづくり推進費の三十何万円ですけども、来年2月に果川市からの訪問団が来られるそうですけれども、何名くらい来られて、また町としてどういう歓迎をするためにこの費用を出しているのか。それと通訳謝礼とありますけれども、韓国から来られている職員の方では通訳できないのでしょうか。まだそこまで能力がないのか、その辺どうでしょうか。

○副 議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

予算説明でもお話をさせていただきましたけども、果川市バレーボール交流団、現在のところ25名の予定をしているところでございます。時期でございますが、これもご説明いたしましたけれども、来年2月8日から10日の予定となっております。通訳については3日間来ていただくわけですが、費用といたしましては2日分をみているところでございます。昨年、一昨年と続いておりますけども、専門的な用語等で向こうに行った職員がこちらで詳しく解説、通訳できるという状況にないので、これまで同様に通訳の方をお願いするということでご理解いただきたいと思います。

○副 議 長

11番 湯川君

○11 番

交流は今スポーツのなかではバレーの方だけでございますので、やはりこれからテニスとかいろんなスポーツも向こうには団体も大変多いと思いますから、そういう方面にもこれから交流を深めていく努力をしていただきたいと思います。

それと、議会としてもこういう方が来られたときには大いに興味を持って、バレーの試合を見に来るとか交流を深めていっていただきたいと思います。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

15ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金。聞くとところによると、保育士さんも大変だと思うんですけども、276万6,000円の詳細な部分。どういう問題で改善の予算が付いたのかが1点。

それと、18ページの公園費、202万7,000円、測量委託料の詳細について。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

処遇改善の費用につきましては、私立保育園の保育士に対する改善の部分で276万6,000円。それと、それに伴います需用費、事務費ですけども、コピー代とか消耗品とか燃料費で13万円、役務費で2万円という形の内訳になってございます。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

私が言っているのは、町立の保育園の職員の改善のために費用がついているのかということ。その詳細を言うてください。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

私立保育園に対する職員が対象でございます。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

18ページの公園費、測量設計委託料202万7,000円につきましては、先の全員協議会でもご説明をさせていただきましたとおり、白浜町テニスコート駐車場建設に伴う測量設計委託業務の予算でございます。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

民生課長、保育士の改善、労働力に報酬というのか、そこに手当しなさいという部分で国策と思うんですけども、それはこれから私の記憶のなかで今までおそらくなかったと思うんやけども、単発でいくのか。それか継続してあるのかないのか。民間から言ってきて申請を上げるのか、それとも国のなかにあるからあなたところ使いなさいというのか、そこらのシステムはどうですか。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、市町村のほうに国から通達が来まして、それでいかがでしょうかということです。

今後については、これは25年度ということになっているんですけども、おそらく今後も引き続き、これは人材確保ということなのでついていくと。

今年度から、新規でございます。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

前からあったというけど、そこらどうですか。前からあったのかなかったのか。

○副 議 長

休憩します。

(休憩 11時19分 再開 11時20分)

○副 議 長

再開します。

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

以前は名前が違って、今回からこの名前になってございます。

○副 議 長

6番 正木秀男君

○6 番

そしたら、これ民間を批難するつもりないんですよ。民間の園に補助して、町立の保育園とか、幼稚園の方の改善もバランスをとって要るものは付けてあげるのが、私は公平、平等だと思うんです。そこらも含めて、今後国があった部分、民間の枠が決められているんだったら、公費、町単でも極論言うと、減らされているけどお互い一生懸命している。そういう部分で民間だけ手厚くする補助、ありがたい部分と片方抑える部分。これは真剣に学校の先生も含めて、そこらすべきだと私個人的にはそう思います。ですから、そこら町長意見あつ

たら聞かせていただきたい。

○副 議 長

5 番 笠原君

○5 番

関連です。正木秀男議員の持論もあろうかと思えますけれども、運営費等についてのひとりの部分での導入というのが違うという部分も民生課長が説明しておかないと、この部分があたらないと思うので、よろしくお願いします。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ひとり当たりの要る費用につきましても、公立が去年の決算で9万1,000円くらいでございます。支出については7万ちょっとで、支出のほう、運営費が経営努力で下がっている。その部分の補填という部分もありますので、支出のほうに国からお金が下りてくるという形になっております。

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第108号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第108号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は12月17日火曜日定刻10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は12月17日火曜日定刻に10時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

副議長 水上 久美子は、11時23分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 12 月 13 日

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員